

令和 2 年度 下野市保育園・認定こども園 入園案内

保育（2・3号）認定用



～ もくじ ～

1. 保育園等入園のながれ	1
2. 認定区分について	1～2
3. 保育園等入園申込方法	2
4. 2号認定及び3号認定基準	3
5. 入園に際しての注意事項	3
6. 幼児教育・保育の無償化について	4
7. 保育料	5～6
8. 副食費について	7
9. 入園審査について	8～9
10. 公立保育園民営化のお知らせ	10
11. 下野市の保育園認定こども園一覧表	
公立保育園	11
私立保育園	12
認定こども園	13～14
12. 下野市の保育施設マップ	15

下野市役所
健康福祉部 こども福祉課
保育支援グループ

〒329-0492
下野市笹原26番地
（下野市役所1F 11番窓口）
TEL 0285-32-8903
FAX 0285-32-8603

①支給認定申請書 兼 教育・保育施設入園申込書

②児童の心身の状況について

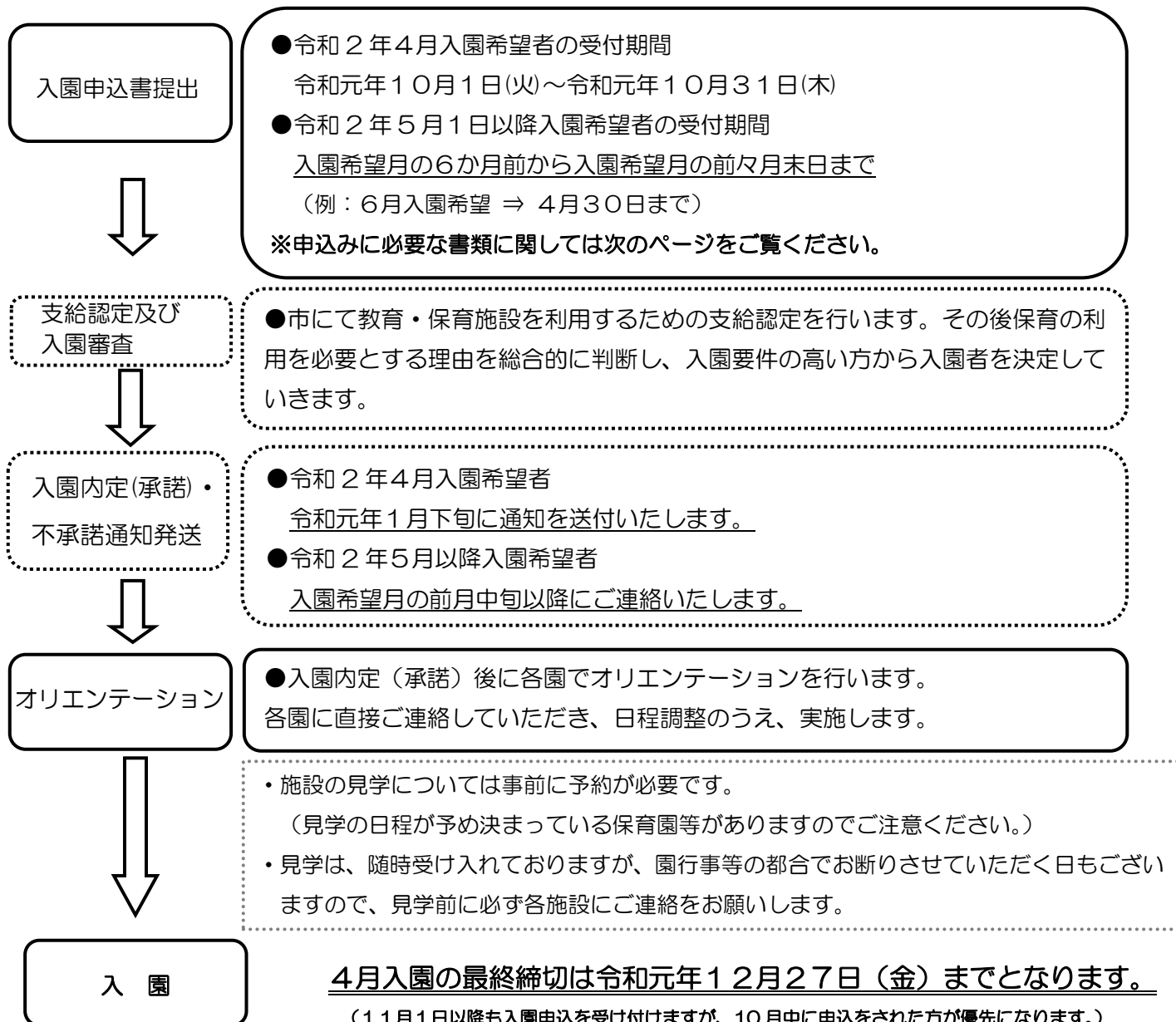
③家庭の状況調査票

④勤務証明書・自営業就労申立書（両面） 2部

上記の①から④を1セットとして配布しております。その他必要な書類はこども福祉課にお問い合わせください。

1. 保育園等入園のながれ

新規で入園を希望される場合は、事前に見学を行い、保育内容などを確認の上、お申し込みください。
見学にあたっては必ず施設にお問い合わせいただき、日時の調整をした上で行ってください。



※ 市外の保育園・認定こども園を希望する方は、希望保育園所在地市町村と下野市の協議が必要ですので、お早目にお申し込みください。

※ 市外へ転出する予定がある方は、事前にこども福祉課までご連絡ください。

2. 認定区分について

保育の希望の有無について

認定区分	対象児童	利用できる施設
1号認定	満3歳以上のお子さんで、保育を必要とせず、教育のみを希望する方	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上のお子さんで、保護者の就労等の「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する方	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満のお子さんで、保護者の就労等の「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する方	保育園 認定こども園 地域型保育施設(※1)

※1 少人数を対象として、0～2歳の児童を預かる施設で市の認可を受けたもの。

標準時間認定と短時間認定について

区 分	就労時間	備 考
保育短時間（１日８時間）	１か月６４時間以上１２０時間未満	「求職活動中」や「育児休業」の場合は短時間認定となります。
保育標準時間（１日１１時間）	１か月１２０時間以上	妊娠・出産時は標準時間認定となります。

3. 保育園等入園申込方法

下記の書類にご記入の上、受付期間内にご提出ください。

- ① 支給認定申請書 兼 教育・保育施設入園申込書（令和２年度用） ※児童１人につき１部
- ② 児童の心身の状況について ※児童１人につき１部
- ③ 家庭の状況調査票
- ④ 家庭での保育が出来ないことを証明する書類

※下記の表を基にご用意ください。 ○：必要 △：場合によっては必要

「家庭での保育が出来ないことを証明する書類」早見表										
	勤務証明 書	自営業 就労申立 書	保育 園入園に 関する 申立書	母子 手帳の 写し	診 断 書	障 害 者 手 帳 の 写 し	介 護 保 険 被 保 険 者 証 の 写 し 等	具 体 的 な 求 職 活 動 の 内 容 を 証 す る 書 類	在 学 証 明 書 ・ カ リ キ ュ ラ ム の 写 し	住 宅 契 約 書 等 の 転 入 先 住 所 が 分 か る も の
就労（会社員等）	○									転入を予定している方は提出してください。
就労（自営業）		○								
妊娠・出産			△	○						
疾病・障害			○		○	○				
介護等			○				○			
求職活動			○					○		
就学			△						○	
虐待・DV			○							
育児休業	○		○							
その他			○							

※特別な事情がある場合などは、上記以外の書類を添付していただく場合があります。

⑤ 市町村民税所得割額が確認できる書類（住民税決定通知書、課税証明書）

★令和元年度の市町村民税所得割額が確認できる書類が必要な場合

令和２年４月から８月入園希望の方

- ・平成３１年１月１日現在で住民票が下野市になかった方
- ・平成３０年分の年末調整または確定申告がお済でない方

※７月及び８月入園希望の方は令和２年度分の市町村民税決定通知書も併せてご提出ください。

★令和２年度の市町村民税所得割額が確認できる書類が必要な場合

令和２年９月から令和３年３月入園希望の方

- ・令和２年１月１日現在で住民票が下野市になかった方
- ・令和元分（平成３１年分も含む）の年末調整または確定申告がお済でない方

4. 2号認定及び3号認定基準

児童の保護者が、次の保育の必要な事由のいずれかに該当すると認められる場合に支給認定の対象となります。

1. 就労（フルタイムのほかパートタイムで労働することを常態とすること）
2. 妊娠・出産（児童の保護者が出産前後の為、保育が出来ない場合）
※産前産後の期間【産前8週が属する月の初日から産後8週の属する月の翌月末まで】
3. 保護者の負傷又は障がい
4. 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）の常時介護又は看護
5. 災害復旧
6. 求職活動を継続的に行っている
7. 就学
（高等学校、大学に在学している、または職業訓練校等における職業訓練をしている）
8. 虐待・DVの恐れがある場合
9. その他前各号に類する状態にあると市が認めた場合



5. 入園に際しての注意事項

1 保育園等入園申込みについて

- ・ 入園日は原則各月1日となります。
- ・ 申込み多数の場合は、希望の施設に入園できないことがあります。
- ・ 新規入園については、育児休業中は入園基準に該当しませんのでご注意ください。育児休業終了日の15日前の日の属する月から入園基準該当となりますので、ご相談ください。
（例：7月15日職場復帰の場合⇒15日前は6月30日となるため6月入園の申込が可能です。）
- ・ 申込みは、下野市に住所がある方のみ対象です。他市町村に住所がある方は住所地の市町村でお申込みください。
- ・ 下野市に住所がある方で、下野市外の保育園等をご希望の方は、こども福祉課までご相談ください。
- ・ 申込書提出後、ご家族の方の住所や勤務状況等に変更がありましたら、必ずご連絡ください。

2 保育園等入園内定（承諾）後について

- ・ 内定（承諾）後でも、面談・健康診断等で集団保育に適さないと判断された場合は、内定（承諾）を取り消す場合があります。
- ・ 申込みの内容に虚偽があった場合、また内定（承諾）後、入園要件を満たさなくなった場合は内定（承諾）を取り消す場合があります。
- ・ 求職中で入園後3か月以内に就労開始できない場合、また入園後でも退職などで3か月以上ご家庭での保育が出来る状態が続いた場合等には、入園決定期間に関わらず、該当する月末で退園となる場合があります。
- ・ 入園後1～2週間程度は、保育園の生活に慣れるまで、午前中のみ等の短い保育時間から少しずつ時間を延長し、段階的に通常保育時間にしていきます。（慣らし保育）
- ・ 入園後、ご家族の方の住所や勤務状況等に変更がありましたら、必ずご連絡ください。

6. 幼児教育・保育の無償化について

2019 年（令和元年）5 月に、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、本年 10 月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されます。

幼児教育・保育の無償化は、子どもに対して、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に実施するものです。

利用する施設やサービスによって対象内容が変わります。

●保育料について

【対象となる方】

本市に住民登録がある世帯で、次のいずれかに該当する方

- ・ 1 号認定を受けている方
- ・ 2 号認定を受けていて、3 歳児クラス以上に在籍している
- ・ 0～2 歳児で住民税非課税世帯

施設・事業	保育料の無償化			申請先
	0～2歳児	満3歳児※1	3～5歳児	
新制度幼稚園		保育料無償		申請不要
認定こども園(1号)		保育料無償		申請不要
認定こども園(2・3号)	住民税非課税世帯のみ 保育料無償		保育料無償	申請不要
保育所	住民税非課税世帯のみ 保育料無償		保育料無償	申請不要
旧制度幼稚園 (就園奨励費の対象施設)		上限額(25,700円/月)		こども福祉課
認可外保育施設※2	住民税非課税世帯のみ 上限額(42,000円/月)	上限額(37,000円/月)		こども福祉課

※1 満3歳児とは、年度途中で誕生日を迎え3歳になった児童

※2 無償化の対象は、保育が必要な子どもに限ります。

※新制度幼稚園（市内では石橋幼稚園のみ）

※旧制度幼稚園（市内には現在なし）

Q1 市内在住ですが、市外の施設に通っています。保育料は無償化の対象になりますか？

A 対象になります。施設の種類によって対象が異なりますので、上記の表をご覧ください。また、上記以外に、新制度未移行の幼稚園、国立大学附属幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設等の保育料も申請をしていただくことで無償化の対象になります。これらも施設の種類によって対象が異なりますので、詳しくは市こども福祉課までお問い合わせください。

Q2 今まで第2子に対して保育料の減免があったのですが、第1子が無償化の対象となった場合、無償化対象外の第2子の減免はどうなるのでしょうか？

A 保育料の減免については、無償化開始後も今までどおり減免されます。

同時就園している兄弟がいて第2子以降のお子さんが0～2歳児の場合、2人目が半額、3人目以降は無料になります。

7. 保育料：令和2年度 2号認定・3号認定用

令和元（2019）年度 下野市教育・保育施設 利用者負担額基準額表

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額基準額（月額）（年齢の基準日：平成31（2019）年4月1日）					
階層区分	認定区分		3号認定及び 2号認定の満3歳児		2号認定		
	定義		0～2歳児（満3歳児）		3歳児		4・5歳児
			保 育	保 育	保 育	保 育	保 育
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間
第1階層	生活保護世帯		0円	0円	令和元年（2019年）10月～ 無料となります。		
第2階層	市町村民税非課税世帯		0円	0円			
第3階層	市町村民税所得割課税世帯	0円以上※ 48,600円未満	15,000円	14,600円			
第4階層		48,600円以上 97,000円未満	22,000円	21,600円			
第5階層		97,000円以上 169,000円未満	33,000円	32,400円			
第6階層		169,000円以上 301,000円未満	42,000円	41,200円			
第7階層		301,000円以上 397,000円未満	50,000円	49,000円			
第8階層		397,000円以上	52,000円	51,000円			

※0～2歳児で住民非課税世帯の児童についても令和元年（2019年）10月から無償化の対象となり無料となります。

第2階層から第8階層までの世帯で、以下に該当する場合は保育料が減免となります。

1. 兄弟が保育園・幼稚園・認定こども園に入園している場合、もしくはその他の施設（※1）に通所している場合

ア	保育園、幼稚園又は認定こども園に入園している児童のうち、上から1人目	徴収金（保育料）基準額表に定める額
イ	保育園、幼稚園又は認定こども園に入園している児童、及びその他の施設（※1）に通所している児童のうち、上から2人目	徴収金（保育料）基準額表に定める額×0.5
ウ	保育園、幼稚園又は認定こども園に入園している児童、及びその他の施設（※1）に通所している児童のうち、上から3人目以降	無 料

※1 特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、児童デイサービス利用又は地域型保育施設入所

2. 第3子以降の児童は利用者負担額（保育料）が無料となります。

令和２年度 保育料軽減措置等について

利用者負担額（保育料）について、次のとおり軽減制度があります。

２・３号認定（保育標準時間・保育短時間）用

① 多子世帯における国の軽減措置・県の補助事業の拡充

国の軽減措置・県の補助事業により、第２子、第３子の算定（※１）の年齢制限を撤廃します。

階層区分	区分の内容			第2子	第3子
第1階層	生活保護世帯			利用者負担額表により0円	
第2階層	市町村民税非課税世帯			0円（国の軽減措置により免除）	
第3階層	市町村民税所得割課税額 0円以上 48,600円未満			（国の軽減措置により） 基準額表に定める利用者 負担額（保育料）×0.5	（国の軽減措置により） 基準額表に定める利用者負 担額（保育料）を免除
第4階層	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額	48,600 円以上	57,700円 未満		
		97,000 円未満	57,700円 以上		
第5階層 ～ 第8階層		左基準額表のとおり			県の補助事業により国の軽減措置により、基準額表に定める利用者負担額（保育料）を免除（※2）

※１ 生計を同一にする子どもであれば、小学１年生以上の兄弟も人数算定の対象となります。

※２ 県の補助事業による減免を受ける場合には、予め申請が必要です。

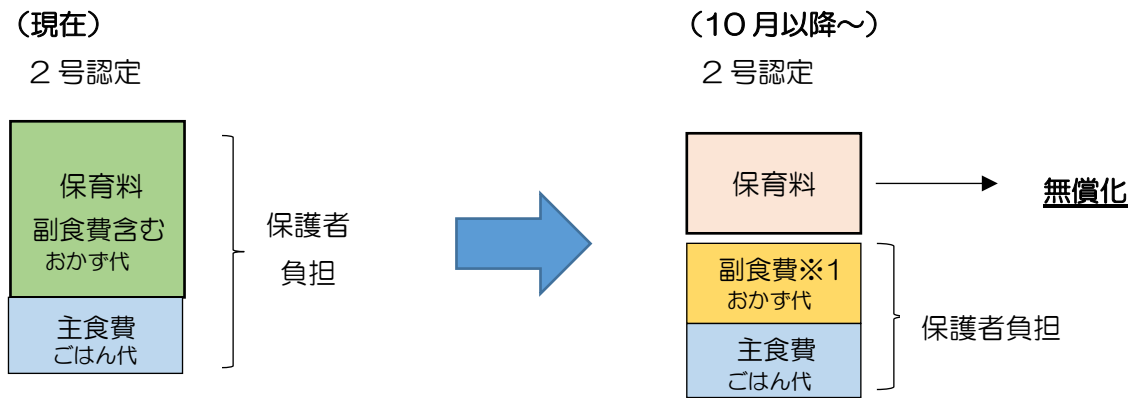
② 所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等における利用者負担額（保育料）の減免

階層区分	区分の内容			第 1 子	第 2 子
第 1 階層	生活保護世帯			利用者負担額表により 0 円	
第 2 階層	市町村民税非課税世帯			0 円（国の軽減措置により免除）	
第 3 階層	市町村民税所得割課税額 0 円以上 48,600 円未満			（国の軽減措置により） 基準額表に定める減免前の 2 階層と同額	<u>0 円</u> （国の軽減措置により） 基準額表に定める月額利用者 負担額（保育料）全額免除
第 4 階層	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額	48,600 円以上	77,101 円 未 満	3 歳児以上： 0 円 3 歳児未満： 7, 0 0 0 円	基準額表のとおり
		97,000 円未満	77,101 円 以 上		
第 5 階層 ～ 第 8 階層		左基準額表のとおり			

※軽減制度については法改正等に変更となる可能性があります。

8. 副食費について

- これまで、3～5歳児の給食費分は主食（お米など）分については直接、または現物を持参していただいております。副食費（おかずなど）分については（保育料の一部として）市町村を通して施設にお支払いしていただいております。
- 令和元年（2019）年 10 月～保育料は無償化されますが、副食費は無償の対象にはなりません。給食費（主食費+副食費）については、引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。



※ただし、以下に該当する場合は副食費が免除になります。

階層区分	区分の内容			第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護世帯			副食費 免除		
第2階層	市町村民税非課税世帯					
第3階層	市町村民税所得割課税額 0円以上48,600円未満					
第4階層	市町村民税所得割課税額	48,600円以上 97,000円未満	77,101円未満	保護者負担（施設へ支払い）		
第5階層 ～ 第8階層			77,101円以上			

※令和 2 年 4 月～8 月分は、令和元年度所得割額（平成 30 年 1 月～12 月までの所得）にて判定
※令和 2 年 9 月～令和 3 年 3 月分は、令和 2 年度所得税割額（平成 3 1 年 1 月～令和元年 1 2 月までの所得）にて判定



9.入園審査について

入園審査とは、2号認定、3号認定を受けたお子さまの入園（利用）にあたり、利用申込み手続き時に提出していただいた「保育を必要とする状況の確認書類（勤務証明書等）」や世帯状況に基づき、保育の必要性を客観的に審査し、その必要性の高いお子さまから、各保育所などの受入可能数の範囲内で入所（利用）者を調整していく「入所選考」のことです。

入園審査の方法は、保護者の就労状況やお子さまの状況などを「下野市保育園等入所選考基準」に基づき指数化し、合計指数が高いお子さまから入園（利用）者を決定していきます。

下野市保育園等入所選考基準表

1. 基本点数表

（1）就労の事由

労働形態	月の勤務日数	1日の勤務時間	点数
居宅外労働	月20日以上	7時間以上（月換算140時間以上）	20
		6時間以上（月換算120時間以上）	18
		5時間以上（月換算100時間以上）	16
		4時間以上（月換算80時間以上）	14
	月16日以上	7時間以上（月換算112時間以上）	17
		6時間以上（月換算96時間以上）	15
		5時間以上（月換算80時間以上）	13
		4時間以上（月換算64時間以上）	11
	月12日以上	7時間以上（月換算84時間以上）	14
		6時間以上（月換算72時間以上）	12
居宅内労働	月20日以上	7時間以上（月換算140時間以上）	19
		6時間以上（月換算120時間以上）	17
		5時間以上（月換算100時間以上）	15
		4時間以上（月換算80時間以上）	13
	月16日以上	7時間以上（月換算112時間以上）	16
		6時間以上（月換算96時間以上）	14
		5時間以上（月換算80時間以上）	12
		4時間以上（月換算64時間以上）	10
	月12日以上	7時間以上（月換算84時間以上）	13
		6時間以上（月換算72時間以上）	11
上記以外の就業時間で月換算64時間以上72時間未満の場合			10
内職に従事している場合			10

◎なお、変則勤務による就労は、勤務証明に記載されている月換算合計の就業時間を基に上記表に照らし合わせて判定を行う

(2) 就労以外の事由

理由	内容・条件		点数
出産	産前産後 2か月のもの	切迫流産・多胎等妊娠などの出産に障害の恐れがある場合	19
		上記以外のもの	17
疾病	入院（おおむね1か月以上）		20
	居宅療養	疾病のため常時臥床	20
		重篤な疾病により常時安静を要する	19
		精神疾患などにより常時安静を要する	16
		医師がおおむね1か月以上加療を要すると診断したもの	15
		上記以外のもの	13
障害	身体障害者手帳を有するもの	1・2級程度	20
		3級程度	16
		4級以下	10
	精神障害者保健福祉手帳を有するもの	1・2級程度	20
		3級程度	18
		4級以下	10
	療育手帳を有するもの	A1・A2・B1程度	20
		B2程度	18
親族の介護	居宅外介護	入院付添い	※
		同居以外の親族の介護に常時あたるもの	10
	居宅内介護	要介護4・5	18
		要介護3	17
		上記以外の介護	16
	入園児童以外の心身障害児童の介護、通園、通院、通学等の付き添い		17
災害	災害により被災した居宅等の復旧にあたる場合		20
就学等	通学が伴う就学等のために保育にあたれない場合		※
求職	就職活動中	ハローワークの書類添付、面接等を受けている	8
		インターネット等を利用し、就職活動を行っている	4
	就職活動予定	入園後に活動を始める場合	1
特例	虐待、DV		20
その他	育休期間で既に施設を利用している場合		5

※居宅内労働時間に準ずる

2. 調整点数表

状況	内容・条件	点数
児童の状況	認可外保育施設に入園中（一時預かりの継続的な利用を含む）	2
	事業所内保育施設で保育中	1
	産休・育休明けの入園を希望	1
	育児休暇取得のため一度退園し、育児休暇明けに入園を希望	5
兄弟姉妹の状況	兄弟姉妹が入園中、同時申請	1
世帯の特殊事情	ひとり親世帯である場合（行方不明、拘禁を含む）	20
	両親行方不明、両親拘禁	20
	単身赴任	2
	生活保護世帯	2
その他	待機期間が3カ月以上	1
	待機期間が6カ月以上	3
	市内特定教育・保育施設に従事する保育士	4
	特別な配慮が必要と認められる世帯、要支援家庭（保健師等との関わりあり）である場合	1～5
	緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯である場合	30
	保育料の滞納が3ヶ月以上あり（卒園児・退園児含む）、納付相談がない、または相談があっても納付誓約を履行しない	-20

◎入所選考基準点数の合計が同じ場合は、児童及び世帯の生活・保育の状況を総合的に判断し、緊急度の高い順に保育園等の入所者を決定する。

10. 公立保育園民営化のお知らせ

下野市では平成28年度に策定した公立保育園民営化実施計画に基づき公立保育園の民営化を進めております。保育園入園申し込みをする際には下記の内容を参考にご確認ください。

【民営化についてQ&A】

Q1 公立保育園の民営化とは何ですか？

⇒ 保育園の運営を下野市から民間の法人に移管するものです。

Q2 なぜ民営化を行うのですか？

⇒ 民営化を行う目的の一つは民間活力を導入し、多様な保育ニーズに柔軟に対応するためです。もう一つの目的は保育園の運営や将来必要となる園舎の大規模修繕や建替えに掛かる市の財政負担を軽減するためです。

Q3 民営化を行う保育園はどこですか？またいつから民営化となりますか？

⇒ 民営化を行う園とその時期は、こがねい保育園が令和4年4月、吉田保育園が令和5年4月となります。（平成31年4月に薬師寺保育園を民営化しました。）

Q4 民営化の時に在園している児童は転園することになりますか？

⇒ 民営化は運営者が下野市から民間の法人となることですので、在園している児童はそのまま入園を継続していただけます。しかしながら他の保育園へ転園を希望する場合には、受入先の保育園の状況も関係しますので、転園ができるか確認します。

Q5 民営化で保育園は何が変わりますか？

⇒ 保育士は、公立保育園勤務の保育士から民間の法人勤務の保育士に交代しますが、保育園の施設はそのまま民間の法人にお渡ししますので、民営化の時点では施設に変更はありません。

Q6 民営化で保育料は変わりますか？

⇒ 保護者の収入と児童の年齢により決定されるため保育料は変わりません。
ただし民間の法人が行う新しい保育サービスに対する料金が発生する場合があります。

Q7 民営化計画について詳しく知りたいのですがどうすれば良いですか？

⇒ 計画は市のホームページに掲載していますので、ご覧ください。

（アクセス方法）

トップページの右上にある検索バーに「公立保育園民営化」と入力して検索をすると、「**下野市 公立保育園民営化実施計画を策定しました**」と検索の候補が出てきますので、こちらをクリックしてください。公立保育園民営化実施計画を掲載しております。



11. 下野市の保育園・認定こども園一覧表

(※延長保育料等の料金は令和元年9月時点で予定されている内容です。)

公立保育園						
施設名			グリム保育園	こがねい保育園	しば保育園	吉田保育園
民営化予定時期			—	平成34年4月	—	平成35年4月
住所			下長田69	小金井1249-1	駅東6-10-3	本吉田783-1
電話			52-1127	44-3377	44-2788	48-5054
F A X			52-1128	44-4410	44-6544	48-5054
利用定員 (H31.4時点)			150名	90名	70名	50名
認定区分			2・3号	2・3号	2・3号	2・3号
入園年齢			生後2か月～	生後2か月～	生後2か月～	生後5か月～
通常 保育	時間	平日	保育標準時間 7：00～18：00 保育短時間 8：30～16：30			
		土曜	保育標準時間 7：00～17：00 保育短時間 8：30～16：30 ※しば、吉田保育園はこがねい保育園にて実施			
	保育料		年齢・市町村民税所得割課税額により決定 (詳しくは5～6ページ保育料をご覧ください)			
	延長 保育	時間	平日	保育標準時間 18：00～19：00 保育短時間 16：30～19：00		
土曜			保育短時間 16：30～17：00			
利用料		保育標準時間 300円／日 (上限3,000円)				
		保育短時間 16：30～18：00 200円／日 (上限1,500円) ※保育短時間で18：00以降の延長保育は、保育標準時間の延長保育料が加算されます。				
一時 保育	利用料		8：30～17：00 1・2歳児 2,500円／日 3歳児以上 2,000円／日			

★延長保育（保育園等に入園している児童が対象です）

就労時間等の都合によりお迎えが遅くなってしまう方のために、通常保育時間終了後も保育を行います。各保育園や認定こども園で料金・時間等が異なりますので、入園を希望する保育園等に直接お問い合わせください。

★土曜保育（保育園等に入園している児童が対象です）

就労等の都合により家庭での保育が出来ない方のために、土曜日の保育を行います。
別途申込書および勤務証明書の提出が必要な場合もありますので、入園を希望する保育園等に直接お問い合わせください。

★一時預かり保育（※生後満3か月～就学前の児童が対象です）

就労や通院、その他私的な理由により、一時的に家庭での保育が困難な方のために、一時預かり保育を行います。
(保育時間 平日 8:30～17:00)
※各保育園等で対象年齢や料金等が異なりますので、直接保育園等へお問い合わせいただき、お申込みください。

私立保育園

施設名			あおば保育園	わかくさ保育園	わかば保育園	薬師寺保育園
住所			薬師寺1584-6	薬師寺3311-229	下古山3025-1	薬師寺2362-5
電話			48-5530	58-7438	39-6305	48-0063
F A X			48-5539	58-7438	39-6306	38-8030
利用定員 (H31.4時点)			60名	60名	90名	50名
認定区分			3号	2・3号	2・3号	2・3号
入園年齢			生後2か月～2歳児	生後2か月～	生後2か月～	生後5か月～
通常保育	時間	平日	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:30～16:30
		土曜	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00	※わかば、薬師寺保育園は、あおば保育園にて実施	
	保育料		年齢・市町村民税所得割課税額により決定 (詳しくは5～6ページ保育料をご覧ください)			
	時間	平日	保育標準時間 18:00～20:00 保育短時間 朝 7:00～ 8:00 夕16:00～20:00	保育標準時間 18:00～20:00 保育短時間 朝 7:00～ 8:00 夕16:00～20:00	保育標準時間 18:00～20:00 保育短時間 朝 7:00～ 8:00 夕16:00～20:00	保育標準時間 18:00～19:00 保育短時間 16:30～19:00
		土曜	保育短時間 朝 7:00～ 8:00 夕16:00～18:00	保育短時間 朝 7:00～ 8:00 夕16:00～18:00	保育短時間 朝 7:00～ 8:00 夕16:00～18:00	保育短時間 朝 7:00～ 8:00 夕16:00～18:00
延長保育	利用料		400円/時 0～2歳児 (上限8,000円/月)	300円/時 (上限6,000円/月)	400円/時 0～2歳児 (上限8,000円/月) 3歳以上児 (上限4,000円/月)	保育標準時間 300円/日 (上限3,000円) 保育短時間 16:30～18:00 200/日 (上限1,500円) ※18:00以降は、保育 標準時間の延長保育料が 加算されます。
一時保育	利用料		8:30～17:00 0歳児 500円/時 1歳児以上 300円/時 食事代別途	 0歳児 500円/時 1歳児以上 300円/時 食事代別途	8:30～17:00 0歳児 500円/時 1歳児以上 300円/時 食事代別途	8:30～17:00 1・2歳児 2,500円/日 3歳児以上 2,000円/日
備考			体調不良児保育	体調不良児保育	病後児保育 体調不良児保育	

★病後児保育（病気やけがの回復期にある乳幼児から小学生以下の児童が対象です）

就労などの都合により家庭での保育が出来ない方のために、児童の預かりを行います。利用にあたっては、事前登録及び医療機関の診療情報提供書（有料）が必要です。下記の保育施設に直接お問い合わせいただき、お申込みください。

連絡先 ①キッズプラネット Tel44-4888 ②わかば保育園 Tel39-6305
③むつみ愛泉こども園 Tel32-6733 ④薬師寺幼稚園 Tel48-0132

幼保連携型認定こども園											
			むつみ学園			愛泉学園			内木学園		
施設名			むつみ愛泉こども園			第二愛泉幼稚園			第二薬師寺幼稚園		ふたば保育園
住所			柴769-17			柴1403			祇園4-6-3		
電話			44-0405			44-2838			44-9988		
FAX			44-0462			44-2840			44-9977		
利用定員 (H31.4時点)			135名		80名	168名		59名	169名		56名
認定区分			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
入園年齢			満3歳～		生後2か月～ 2歳児	満3歳～		生後2か月～ 2歳児	満3歳～		生後2か月～ 2歳児
通常 保育	時間	平日	8:00～ 14:30	保育標準時間 7:00～18:00		9:00～ 14:00	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00		9:00～ 14:00	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00	
		土曜	8:00～ 18:00 要事前申込・別料金	保育短時間 8:00～16:00		—	—		—	—	
	保育料		年齢・市町村民税所得割課税額により決定 (詳しくは5～6ページ保育料をご覧ください)								
延長 保育	時間	平日	7:00～8:00 14:30～ 20:00	保育標準時間 18:00～20:00 保育短時間 朝 7:00～ 8:00 夕 16:00～20:00		平日 14:00～ 18:00 長期休業中 8:00～ 18:00	保育標準時間 18:00～20:00 保育短時間 16:00～20:00		平日 14:30～ 20:00 長期休業中 7:00～ 20:00	保育標準時間 18:00～20:00 保育短時間 朝 7:00～ 8:00 夕 16:00～20:00	
		土曜	18:00～ 20:00	—		—	—		7:00～ 18:00 要事前申込別料金	保育短時間 16:00～18:00	
	利用料		14:30～ 18:00 400円/日 6,000円/月	16:00～18:00 基本料 200円 + (100円/1時間) 18:00～19:00 250円/30分 19:00～20:00 350円/30分 (8,000円/月)		平日 14:00～ 18:00 (300円/日) 長期休業中 8:00～ 18:00 (800円/日)	保育標準時間・保育短時間 100円/10分		基本料200円 + 100円/時 (14,000円/月) ※満3歳児 400円/時 (28,000円/月)	基本料200円 + 100円/時 保育標準時間 5,000円/月 保育短時間 6,000円/月	400円/時 (8,000円/月)
一時 保育	利用料		8:30～17:00 0歳児:500円/時 1歳児以上:400円/時 食事・おやつ代別途		8:30～17:00 0歳児:500円/時 1歳児:500円/時 2歳児:400円/時 3歳児以上:要相談 食事代別途		8:30～17:00 0歳児:500円/時 1歳児以上:300円/時 食事代別途				
備 考			学童保育・病後児保育						学童保育・体調不良児保育		

★病児保育（市内にお住まいの乳幼児から小学生以下の児童が対象です。）

当面の症状の急変が認められないが病気の回復期には至らないことから集団保育が困難であり、かつ保護者の就労等により自宅等での保育をすることが困難なお子さんをお預かりします。

利用にあたっては下記の保育施設に直接お問い合わせください。※医療機関の診療情報提供書（有料）が必要です。

- 済生会宇都宮病院保育施設 おはなほいくえん TEL028-678-9600 (<http://u-nadeshiko.org/ohana/>)
- 新小山市民病院 病児保育室 ひまわり TEL0285-28-3385
- 愛泉幼稚園 病児保育棟 TEL0285-44-7783

★体調不良児保育（保育園等に入園している児童が対象です）

保育中、発熱など体調不良になった時に保護者の方が迎えに来られるまで預かります。

幼保連携型認定こども園											
			愛泉学園			内木学園			伊沢学園		
施設名			愛泉幼稚園			薬師寺幼稚園			野ばら幼稚園		
住所			小金井4－12－8			薬師寺1584－2			中大領386－1		
電話			44－7783			48－0132			53－5508		
FAX			44－7784			44－1423			53－5562		
利用定員 (H31.4時点)			205名		76名	350名		64名	256名		54名
認定区分			1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
入園年齢			満3歳～		生後2か月 ～2歳児	満3歳～		生後2か月 ～2歳児	満3歳～		生後2か月 ～2歳児
通常 保育	時間	平日	9：00～ 14：00	保育標準時間 7：00～18：00 保育短時間 8：00～16：00		9：00～ 14：00	保育標準時間 7：00～18：00 保育短時間 8：00～16：00 ※あおば保育園にて実施		8：00～ 14：00	保育標準時間 7：00～18：00 保育短時間 8：00～16：00	
		土曜	—	保育標準時間 8：00～18：00 保育短時間 8：00～16：00		—			—	保育標準時間 7：00～18：00 保育短時間 8：00～16：00	
	保育料		年齢・市町村民税所得割課税額により決定 (詳しくは5～6ページ保育料をご覧ください)								
延長 保育	時間	平日	平日 14：30～ 18：00 長期休業中 8：00～18：00	保育標準時間 18：00～19：00 保育短時間 16：00～19：00		平日 14：30～ 20：00 長期休業中 7：00～20：00	保育標準時間 18：00～20：00 保育短時間 朝 7：00～ 8：00 夕16：00～20：00		14：00～ 18：00	保育標準時間 18：00～19：00 保育短時間 朝 7：00～8：00 夕16：00～19：00	
		土曜	—	朝 7：00～8：00 保育短時間 夕 16：00～18：00		7：00～ 18：00 事前申込別料金	保育短時間 16：00～18：00		8：00～ 16：30	保育短時間 朝 7：00～ 8：00 夕16：00～ 18：00	
	利用料		平日 14：00～ 18：00 (300円/日) 長期休業中 8：00～ 18：00 (600円/日) ※食事代別途	朝・夕 保育標準時間150円/30分 ※月の上限なし 保育短時間 150円/30分 ※月の上限なし		基本料200円 ＋ 100円/時 (14,000円/月) ※満3歳児 400円/時 (28,000円/月)	基本料200円 ＋ 100円/時 保育標準時間 (5,000円/月) 保育短時間 (6,000円/月)	400円/時 (8,000円/月)	17：00まで 500円/回 18：00まで 600円/回	400円/時	
一時 保育	利用料		8：30～17：00 0歳児：500円/時 1歳児：500円/時 2歳児：400円/時 3歳児以上：要相談 食事代別途 平日のみ						8：30～17：00 0歳児：500円/時 1歳児以上：400円/時 食事代別途		
備考			病児保育・体調不良児保育			病後児保育・学童保育					

★休日保育

日曜日や祝祭日に就労などの理由により家庭での保育が出来ない方のために、児童の預かりを行います。

利用にあたっては、園ごとに利用条件が異なりますので、事前に下記の保育施設に直接お問い合わせいただき、お申込みください。

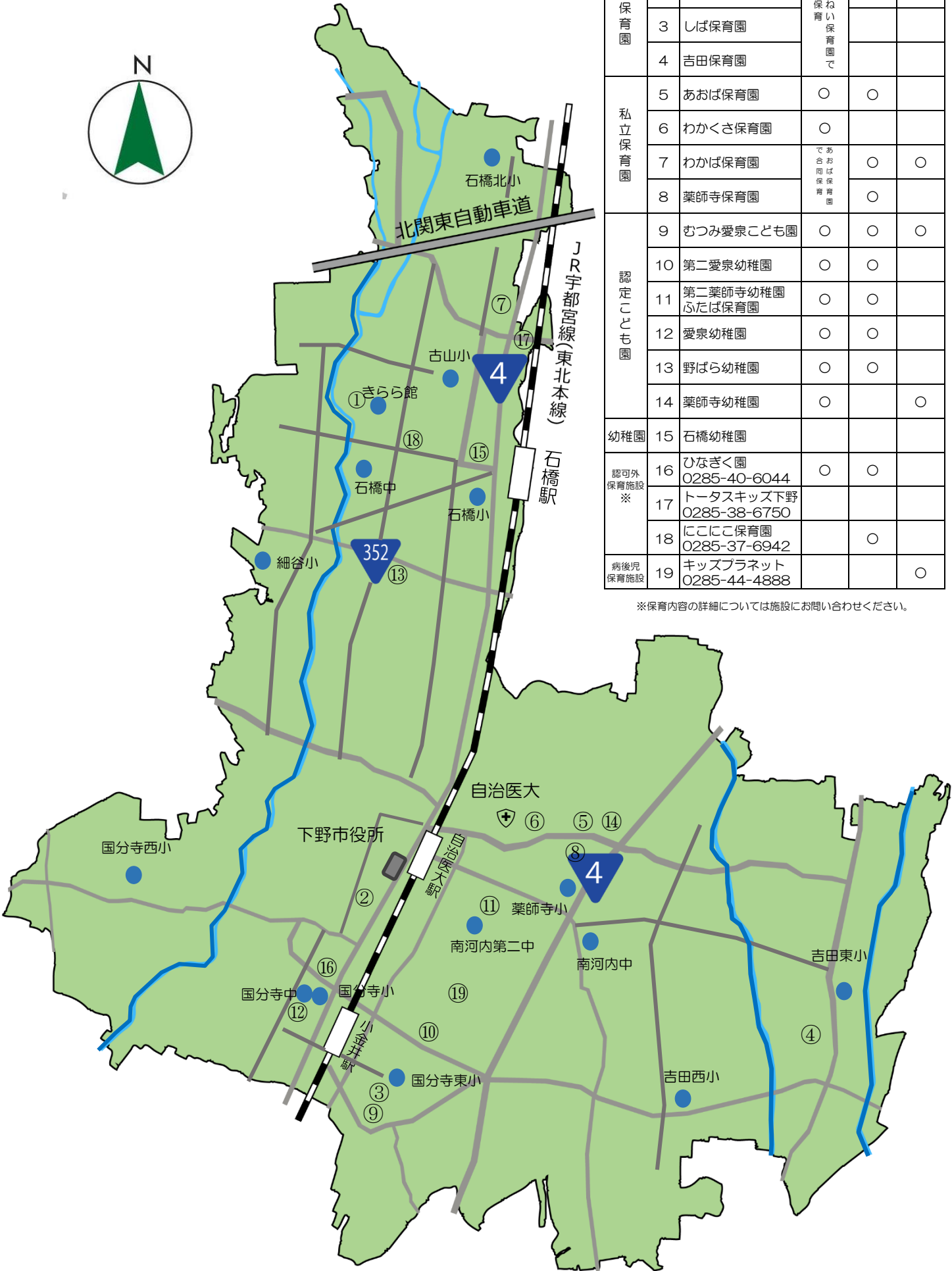
連絡先 薬師寺幼稚園 TEL48-0132

★利用者支援事業

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるようなサポートする事業です。

利用者支援員がこども福祉課窓口で相談に応じます。子育て支援センターや検診会場などに訪問することもあります。お気軽にご相談ください。

12. 下野市の教育・保育施設マップ



	地図 番号	施設名	土曜 保育	一時 保育	病後児 保育
公立 保育園	1	グリム保育園	○	○	
	2	こがねい保育園	合同 こがねい 保育園 で		
	3	しば保育園			
	4	吉田保育園			
私立 保育園	5	あおば保育園	○	○	
	6	わかくさ保育園	○		
	7	わかば保育園	であおば 合同保 育園	○	○
	8	薬師寺保育園		○	
認定 こども園	9	むつみ愛泉こども園	○	○	○
	10	第二愛泉幼稚園	○	○	
	11	第二薬師寺幼稚園 ふたば保育園	○	○	
	12	愛泉幼稚園	○	○	
	13	野ばら幼稚園	○	○	
	14	薬師寺幼稚園	○		○
幼稚園	15	石橋幼稚園			
認可外 保育施設 ※	16	ひなぎく園 0285-40-6044	○	○	
	17	トータスキップ下野 0285-38-6750			
	18	にこここ保育園 0285-37-6942		○	
病後児 保育施設	19	キッズプラネット 0285-44-4888			○

※保育内容の詳細については施設にお問い合わせください。